



# 第2回 信楽まちなか芸術祭 閉幕

たくさんのご来場ありがとうございました

インフォメーションセンター前に大集合した160体のタヌキ

第2回信楽まちなか芸術祭が、10月1日から20日までの会期を終え幕が下ろされました。その間、延べ9万人を超えるお客様にご来場いただきました。

当芸術祭では、開幕直前、台風18号により会場周辺でも被害が発生しましたが、住民の皆さんの温かいおもてなしにより多くの皆さんに秋の陶都を楽しんでいただきました。

信楽まちなか芸術祭 実行委員長 上田 益男



中嶋市長、姉妹都市利川市の李福祉文化局長らによる開幕のテープカット

## 第2回信楽まちなか芸術祭の風景

「まちなか会場」、「陶芸の森会場」を中心に開催された芸術祭では、様々な展示や住民の皆さんによる企画があちらこちらで開かれました。

また、各店舗には多くのお客様が訪れ、お気に入りの陶器選びを楽しんでいました。

最終日20日には、まちなかの「THE TANUKI」160体が信楽まちなか芸術祭インフォメーションセンター周辺に大集合する中、閉幕のセレモニーが行われ、次回3年後の開催を願い、幕を閉じました。



まちなかに現れた不思議な光景



陶芸の森「信楽からつたえたいコト」展



さあ出発(インフォメーションセンター前)



信楽青年家の皆さんによる展示



色んな作家の見本市「セラミック・アート・マーケット」



窯元散策路を見守る160体のタヌキたち

## 第2回信楽まちなか芸術祭を盛り上げたボランティアによるFMラジオ放送

「第2回信楽まちなか芸術祭」の開催に併せて、イベントFMである「FMしがらき」が開局されました。

放送では、イベント情報や交通情報等に加え、「やきものまち・お茶のまち」信楽をPRしつつ、また新たな信楽の魅力を発信するため、約70名のボランティアスタッフが集結し、全員が工夫を凝らしながら「FMしがらき」を創り上げました。

FMしがらき実行委員長の美馬崇宏さんは「リスナーの皆さんもスタッフも一緒になって楽しめるFM放送ができました。支えてくださった皆さんに感謝の気持ちでいっぱいです。FMしがらきを通じて、地域や世代を超えた皆さんとの交流が深まりました。ありがとうございました。」とお話をいただきました。

番組をつくるため、普段別々のお仕事をされている皆さんが毎晩集まり、それが絆となり芸術祭や地域を盛り上げられたことに、スタッフの皆さんはとても充実した様子でした。

(まちかど特派員 中島悠さんレポート)



▲FMしがらきスタッフの皆さん

# 滋賀県から生活再建支援金交付

## 台風18号により住宅の被害に遭われた皆さんへ

県は、台風18号によりお住まいに大きな被害を受けたことで生活基盤に大きな影響が発生した方々に対する生活再建支援金交付申請の受付を開始しました。

一刻も早い日常生活への復旧のため本支援金制度をご利用ください。

### 対象となる方

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊または住宅敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
- ③住宅が半壊し、居住のため大規模な補修が必要な世帯
- ④住宅が半壊した世帯
- ⑤住宅が床上浸水の被害に遭った世帯

### 支援金について

◆支援金には2種類あります◆

①基礎支援金：住宅の被害の程度に応じて交付する支援金

②加算支援金：住宅の再建方法に応じて交付する支援金

### 申請期間

基礎支援金 平成26年3月31日まで  
加算支援金 平成27年3月31日まで

### 支援金交付申請に必要な書類

- ①交付申請書兼交付請求書
- ・県ホームページ「台風18号による災害対策に関する情報」内および市危機管理課、信楽地域市民センターにて様式をお求めいただけます。記入方法などは、担当職員にお尋ねください。
- ②被災証明書(市税務課で現場確認の後約1週間発行)
- ③住民票(被災時の世帯全員、続柄世帯主氏名の記載があるもの)

### 書類の提出先

申請書に必要な書類を添えて、被災した住宅が市内にある場合は水口庁舎2F危機管理課もしくは信楽地域市民センター窓口まで提出してください。(住宅が市外にある場合は、住宅が所在する市町に提出ください)

※経費の内訳が確認できる書類を含む

※交付決定後に県へ提出

・実績報告書

※加算支援金を申請される場合

今後、お住まいをどのようになされるのか(住宅を建築、購入、補修または賃借)に応じ、そのことを確認できる契約書などの写し

※本制度では、世帯の構成員数が2人以上か、1人かで交付額が異なりますので、そのことについて確認させていただきます。

④振込先を確認できる書類(預金通帳の写しなど、金融機関名、支店名、預貯金種別、口座番号、世帯主本人の名義の記載があるもの)

加算支援金を申請される場合

※経費の内訳が確認できる書類を含む

### 注意事項

○加算支援金は、平成25年台風18号による被災が原因であれば、申請

時に既に工事が完了している場合でも申請が可能です。

○基礎支援金は、市が受付した申請書を県が審査し、県から交付に係る通知の発送と指定口座への振込みがなされます。

加算支援金も同様に市を経由し、県での審査の後、交付決定通知書が発送されます。ただし、工事の実績報告書が県に提出され、内容の調査が行われた後の振込みとなります。

### 問い合わせ

滋賀県被災者生活再建支援窓口(県防災危機管理局内)  
住所: 〒520-8577 大津市京町4-1-1  
☎077-528-4984 ☎077-528-4843  
Eメール: as00@pref.shiga.lg.jp  
ホームページ: <http://www.pref.shiga.lg.jp/>